

東秩父村議会議員一般選挙

4月9日告示 4月14日投開票

東秩父村議会議員一般選挙が、4月9日(火)告示、4月14日(日)投・開票の日程で行われます。今回の選挙は、4月22日に現在の村議会議員の任期が満了するもので、議員定数は8人です。私たちの生活に大きなかわりのある大事な選挙です。あなたの一票を大切にしましょう。

選挙の日程

◆立候補予定者説明会

3月19日(火) 午後1時30分
会場 東秩父村役場会議室

◆立候補届の事前審査

4月2日(火)
午前10時から正午まで
会場 東秩父村役場会議室

◆選挙人名簿登録基準日

4月8日(月)

◆選挙期日の告示

4月9日(火)
午前8時30分から午後5時まで

◆立候補届の受付日

◆選挙日《投票日》

4月14日(日)
午前7時から午後8時まで

◆選挙会《開票》

4月14日(日) 午後9時から
会場 東秩父村役場会議室

立候補予定者説明会

東秩父村選挙管理委員会では、立候補の届出を間違いない確実に行っていただくため、3月19日(火)、午後1時30分から東秩父村役場2階会議室で立候補予定者説明会を開催します。

立候補を予定されている方、並びにその推薦者の方はお出かけください。

当日は、立候補届出や選挙運動についての説明と、立候補の届出に必要な諸用紙をお渡しいたします。説明会の概要は次のとおりです。

◆立候補届の提出方法について

村選挙管理委員会

◆選挙運動について

県選挙管理委員会
選挙運動用自動車等について
小川警察署

◆選挙運動用通常はがきの使用について

日本郵便(株) 小川郵便局

立候補は満25歳から

今回の選挙で立候補者になれる方は、昭和63年4月15日以前に生まれ、本年1月8日以降引き続き3ヶ月以上本村に住所を有している人です。

「投票のできる人」が満20歳以上であるのに対し、「候補者となれる人」は、年齢が満25歳以上となります。

投票のできる人

今回の選挙にあたって投票のできる人は、平成5年4月15日以前に生まれ、引き続き3ヶ月(1月8日までに転入届をした人)以上投票日まで、本村の住民基本台帳に登録されている方です。

事務処理の都合上、投票所入場券は早めに配布されますが、入場券を受け取った方でも、投票日まで転出された方は投票できませんのでご注意ください。また、3月1日以降に村内で住所を移動(転居)された方は、2月28日現在の住所地の投票所で投票していただきますので、お間違いのないようお気を付けてください。

